

一般競争入札（総合評価方式）の実施に係る掲示
（電子入札案件）

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

また、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。

平成30年12月10日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 新居田 滝人

1 業務概要及び評価テーマ

(1) 業務名

平成30年度広島市都心部における再開発事業基本計画等作成業務

(2) 業務内容

本業務では、既往の検討等に基づき、広島市都心部におけるまちづくりの先導的な取り組みにふさわしい開発に係る基本的な計画の検討と、それを可能とする都市計画の考え方の整理等を行うことを目的とする。

(3) 評価テーマ

本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

- ・別途指定する約1.0haのモデル地区において、都市再生特別地区を前提とした市街地再開発事業に係る都市計画の検討や関係機関との協議等にあたり、留意すべき事項や計画を円滑に進めるための具体的な提案
- ・別途指定する約1.0haのモデル地区において、事業関係者の意向を十分に反映した複合施設の基本計画案を作成するにあたり、留意すべき事項や計画を円滑に進めるための具体的な提案

(4) 履行期間

平成31年2月上旬（契約締結日の翌日）から平成32年3月6日（金）まで（予定）

(5) 履行場所

原則として落札者の事務所による。

(6) 入札方法

本業務においては、申請書の提出及び入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。

なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札⇒電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記5(6)②～様式1及び2を提出すること）。

2 競争参加資格要件

(1)に掲げる資格を満たしている単体企業、又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

- 1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者ではないこと。
- 2) 当機構関西地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- 3) 平成20年度以降（平成20年4月1日から申請書及び資料提出期限まで）に、受注し完了した調査業務で、下記に示す「同種業務A又は同種業務B」の実績が1件以上（受託、下請による業務の実績を含む。）あること。
 - ・同種業務A：都市再生特別地区における再開発事業に係る計画コンサルティング業務
 - ・同種業務B：再開発事業において整備された延床面積50,000㎡以上の複合施設建築物に係る計画コンサルティング業務
 - ※ 再開発事業とは、都市再開発法に定める市街地再開発事業のほか、複数の地権者が共同して建築物等を整備する事業をいう。
 - ※ 複合施設建築物とは、商業または住宅、ホテル等の機能を含む事務所（オフィス）機能を主体とした施設建築物をいう。
- 4) 次に掲げる基準を全て満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。
 - ① 下記のいずれかの資格等を有する者であること。
 - ・一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者
 - ・技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ・再開発プランナーの資格を有し、一般社団法人再開発コーディネーター協会における登録を行っている者
 - ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - ② 平成20年度以降（平成20年4月1日から申請書提出期限まで）に、受注し完了した調査業務で、3)に示す同種業務A又は同種業務Bの実績が1件以上（受託、下請負、出向又は派遣による業務の実績を含む。）を有する者であること。
 - ③ 申請書及び資料の提出期限日時点において、申請者と雇用関係があること。なお、雇用関係のないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。
- 5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- 6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。

(2) 設計共同体

- 1) 上記(1)に掲げる条件（代表者以外の者は4）の条件を除く。）を満たしている者により構成される設計共同体であって、「設計共同体としての競争参加者の資格に関する公示」（平成30年12月10日付け西日本支社長）に示すところにより、発注者から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。
- 2) 設計共同体における分担業務は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

- 3) 設計共同体による業務を実施する場合には、代表者が予定管理技術者を配置すること。

3 総合評価に係る事項

(1) 総合評価の方法

- 1) 技術提案の内容に応じて下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎の評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の最高点は60点とする。

- ① 企業の経験及び能力
- ② 予定管理技術者の経験及び能力
- ③ 実施方針
- ④ 評価テーマに関する技術提案
- ⑤ 技術提案の履行確実性

技術評価点 = (技術評価の最高点数 = 60) × (技術点 / 技術点の満点)

技術点 = (①に係る評価点) + (②に係る評価点) + (技術提案評価点) × (⑤の評価に基づく履行確実性度)

入札参加者全者の入札価格が、調査基準価格(予定価格に10分の7を乗じて得た額)以上の場合は、上記「技術点」の算式中「履行確実性度」を1(100%)とする。

技術提案評価点 = (③に係る評価点) + (④に係る評価点)

- 2) 価格評価点の評価方法は、以下のとおりとする。

なお、価格点は30点とし、価格評価点の最高点数は30点とする。

価格評価点 = 価格点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

- 3) 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①、②、③、④、⑤によって得られた技術評価点と入札者の入札価格から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

- 4) 詳細は入札説明書による。

(2) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は「価格」と「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」、「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

(3) 技術点を算出するための基準

申請書及び資料の内容について、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

評価項目	評価の着目点	
	判断基準	
申請者（企業）の 経験及び能力	専門技術力	業務実績 平成 20 年度以降に完了した業務を下記の順位で評価する。 ① 同種業務 A 及び同種業務 B の実績がいずれも 1 件以上ある。 ② 同種業務 A の実績が 1 件以上ある。 ③ 同種業務 B の実績が 1 件以上ある。 なお、同種業務 A、同種業務 B のいずれの実績も無い場合は欠格とする。 記載する業務は、1 件につき 1 枚以内に記載する。
予定管理技術者の 経験及び能力	専門技術力	業務実績 平成 20 年度以降に完了した業務を下記の順位で評価する。 ① 同種業務 A 及び同種業務 B の実績がいずれも 1 件以上ある。 ② 同種業務 A の実績が 1 件以上ある。 ③ 同種業務 B の実績が 1 件以上ある。 なお、同種業務 A、同種業務 B のいずれの実績も無い場合は欠格とする。 記載する業務は、1 件につき 1 枚以内に記載する。
実施方針	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高く、業務実施上の配慮事項についての的確に把握されている場合に優位に評価する。
	実施体制	配置技術者の経験、資格、人数、協力体制など業務を遂行するうえでの確かな体制が確保されている場合に優位に評価する。
評価テーマに対する 技術提案	専門技術力について 本業務における	技術提案について、的確性（与条件との整合性がとれているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）及び実現手法を考慮して総合的に評価する。 評価テーマ： ・別途指定する約1.0haのモデル地区において、都市再生特別地区を前提とした市街地再開発事業に係る都市計画の検討や関係機関との協議等にあたり、留意すべき事項や計画を円滑に進めるための具体的な提案 ・別途指定する約 1.0ha のモデル地区において、事業関係者の意向を十分に反映した複合施設の基本計画案を作成するにあたり、留意すべき事項や計画を円滑に進めるための具体的な提案

4 入札手続等

(1) 入札説明書の交付期間及び方法

交付期間：平成 30 年 12 月 10 日（月）から平成 31 年 1 月 30 日（水）

交付方法：当機構西日本支社ホームページからのダウンロードとする。

(2) 競争参加資格確認申請書提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成 30 年 12 月 25 日（火）午後 5 時

提出場所：〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部 契約課

電話 06-6969-9970

提出方法：申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できる者が5(6)①へ持参するものとする。

(3) 入札書の提出期限及び方法

① 日 時：平成31年1月29日（火）から平成31年1月30日（水）正午まで

① 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、下記5(6)②に郵送すること（持参又は電送によるものは受け付けない。）。

(4) 開札の日時及び場所

① 開札日時：平成31年1月31日（木）

② 開札場所：〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部 契約課

※開札時間は、競争参加資格確認結果に併せて通知する。

(5) 本業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人1者だった場合（関係法人を**代表者**とする設計共同体1者だった場合を含む。）は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

上記3(2)による。

(4) 平成29・30年度一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(1)2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。（入札説明書参照）

(6) 問い合わせ先

① 公募条件について

〒732-0053 広島県広島市東区若草町12-1アクティブインターシティ広島オフィス棟9階

独立行政法人都市再生機構西日本支社

都市再生業務部中国都市再生事務所広島都心部再生課

電話 082-568-8951 （担当：植田）

② 入札手続について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部 契約課

電話06-6969-9970

(7) 詳細は入札説明書による。

(8) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をす

る場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ② 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(9) 検討の進捗状況に応じて、履行期間以降も継続して本調査を実施する可能性がある。(その場合は、改めて公募手続きを実施の上、受注者を選定する。)

以 上

※ お車でのご来場は、周辺道路の交通停滞を招く恐れがありますので固くお断り申し上げます。

設計共同体としての競争参加者の資格に関する公示

「平成30年度広島市都心部における再開発事業基本計画等作成業務」に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり掲示する。

平成30年12月10日

独立行政法人都市再生機構 西日本支社
支社長 新居田 滝人

1 業務概要

- (1)業務名 平成30年度広島市都心部における再開発事業基本計画等作成業務
- (2)業務内容 本業務では、既往の検討等に基づき、広島市都心部におけるまちづくりの先導的な取り組みにふさわしい開発に係る基本的な計画の検討と、それを可能とする都市計画の考え方の整理等を行うことを目的とする。
- (3)履行期限 平成31年2月上旬～平成32年3月6日（予定）

2 申請の時期

平成30年12月11日（火）から平成30年12月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

3 申請の方法

- (1) 申請書は様式1及び2より提出すること。
- (2) 申請者は、申請書（様式1）に設計共同体協定書（様式2）（4（4））の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。電送等の提出方法は受け付けない。
持参・郵送いずれの場合も提出場所は以下のとおりで、上記2の期限必着とする。

提出場所：〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-85
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部契約課
電話 06-6969-9970

4 設計共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 当機構関西地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- ② 発注者から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 業務形態

① 構成員の業務分担が、業務の内容により、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、様式2「△△・××設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)①の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)①の認定を受けていない構成員が4(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)①の認定を受けていない構成員が、開札の時までに4(1)①の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

様式3又は4「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

設計共同体の名称は「平成30年度広島市都心部における再開発事業基本計画等作成業務△△・××設計共同体」とする。

以 上

競争参加資格審査申請書

貴支社で行われる平成30年度広島市都心部における再開発事業基本計画等作成業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている事業

(会社名) _____

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

登録等を受けている事業

(会社名) _____

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

登録等を受けている事業

(会社名) _____

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社長 殿

共同体名 _____

(代表者) 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名 印
 担当者氏名
 電 話
 F A X

(構成員) 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名 印

(構成員) 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名 印

記載要領

登録事業名の記入に当たっては、一般競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の⑩の登録事業に限るものとする。

(様式 2)

平成 30 年度広島市都心部における再開発事業基本計画等作成業務
△△・××設計共同体協定書

(目的)

第 1 条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 ○○発注に係る○○業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「○○業務」という。）
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第 2 条 当設計共同体は、○○設計共同体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当共同体は、 年 月 日に成立し、○○業務の請負契約の履行後○か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

(注) ○の部分には、例えば 3 と記入する。

- 2 ○○業務を請け負うことができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該○○業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地 ○○株式会社
○○県○○市○○町○○番地 ○○株式会社

(代表者の名称)

第 6 条 当共同体は、○○株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当共同体の代表者は、○○業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、設計の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等（破産の申立てがなされた場合その他事実上倒産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。）又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第 8 条 各構成員の○○業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○の○○業務 ○○株式会社
○○の○○業務 ○○株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当共同体が〇〇業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）（ロ）

第18条 当共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。（ロ）

（協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるも

のとする。

〇〇株式会社他〇社は、上記のとおり〇〇設計共同体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

(様式3：資格有り)

競争参加資格認定通知書

業 務 名 平成30年度広島市都心部における再開発事業基本計画等作成業務
郵便番号
住 所
宛 名
代 表 者

殿

登録番号

受付番号

年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社長

さきに申請のあった標記の資格について、次のとおり資格があると認定しましたので、通知します。

業 種 区 分	
---------	--

有効期限 認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

なお、この通知書受領後に競争参加資格審査申請書の記載事項又は営業所の変更があつた場合若しくは合併、破産、廃業等があつたときは、速やかに届け出てください。

(様式4：資格なし)

競争参加資格認定通知書

業 務 名 平成30年度広島市都心部における再開発事業基本計画等作成業務
郵便番号
住 所
宛 名
代 表 者

登録番号 殿
受付番号

年 月 日
独立行政法人都市再生機構西日本支社長 印

さきに申請のあった標記の資格について、次の業種区分については資格がないと認定しましたので、通知します。

業 種 区 分	
---------	--